（総則）

第１条　発注者は、津久井学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）のボイラー運転業務について、受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第３号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保険金額は、契約限度金額の１０分の1以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第３号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（業務の内容）

第３条　発注者は、次の各号に掲げるボイラー運転業務を受注者に委託する。

1. ボイラー設備及びこれらに付帯する設備の保守及び運転業務
2. ボイラー定期点検時の立会い業務
3. ボイラーの修繕作業時の立会い業務
4. ボイラー部品交換等の小修繕作業
5. 清缶剤等の投入作業及び各部の手入れ作業
6. 給水ポンプ動力盤、制御盤の確認
7. 警報機発報時の該当設備の発報内容の確認報告

（８） 油水分離槽等に流入する野菜くず等の清掃

（受注者の報告）

第４条　受注者は、毎月業務完了後速やかに、「ボイラー運転日誌」を提出し、発注者の検収を受けなければならない。

２　受注者は、業務従事者を決定又は変更した時は、速やかに業務従事者（変更）報告書を発注者へ提出し、かつその業務従事者が必要な資格を満たしていることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

３　受注者は、業務の履行においてトラブルが発生した場合又は、設備に異常が確認された場合等は、直ちに発注者に口頭で状況等を報告し、発注者から指示があった場合には追って書面で報告しなければならない。

４　発注者は、必要があると認めるときは、随時業務に関することについて報告を求めることができる。

（契約金額の請求方法）

第５条　受注者は、前条第１項に規定する検収を受けた後、速やかに所定の手続きにより発注者に委託料を請求するものとする。

２　請求額は、月毎の業務を履行したボイラー稼働日数を合計し、これに添付内訳書（以下「内訳書」という。）記載の税抜単価を乗じた上で、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

３　受注者は、発注者の都合により、内訳書に記載のボイラー稼働予定日数に満たない場合が生じても、意義の申出又は損害賠償の請求をすることができない。

（責任者の選任）

第６条　受注者は、業務の実施に当たって、責任者を定め業務の指揮監督にあたらせるものとする。

（業務従事者の交替）

第７条　発注者は、業務従事者がボイラー運転業務の円滑な運営に支障をきたすと認めたときは、受注者に対して当該業務従事者の交替を請求することができる。

（勤務時間等）

第８条　受注者は、業務従事者の勤務及び服装等について、発注者から改善等の指示があった場合には、適切に対応しなければならない。

２　受注者は、仕様書記載の業務実施時間の中で当該日の業務を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事情により業務実施時間の延長等が必要と発注者が認めた場合はこの限りではない。

３　前項の規定は、発注者が学校行事等の必要により、事前に業務実施時間の変更を行った場合も同様とする。

（建物等の使用）

第９条　受注者は、発注者の建物の一部及び器具等を使用するときは、予め発注者の承認を得なければならない。

２　受注者は､前項の規定により使用する発注者の建物及び器具等を受注者の責に帰すべき理由により破損し、または亡失したときはその損害を賠償しなければならない。

（業務従事者の事故）

第１０条　受注者が、この契約による業務を行うに当たって、業務従事者に災害その他事故が発生しても、発注者はその責を負わない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１１条　受注者は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止）

第１２条　受注者は、この契約について、全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（秘密保持）

第１３条　受注者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（経費負担）

第１４条　発注者は、次の各号に掲げる経費を負担する。

（１）給食施設の光熱水費（電気、ガス及び上下水道の使用料金）

（２）消耗品及び工具に関する経費

（業務の実施状況の調査等）

第１５条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は受注者に対し所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。

（法令上の責任）

第１６条　受注者は、業務処理に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

（業務従事者の監督等）

第１７条　受注者は、業務従事者の業務実施期間中の行為について指揮監督の義務を負い、事故の発生防止に努めなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１８条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（２）受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

２　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の損害賠償等）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（１）業務不完全により発注者に損害を与えたとき。

（２）発注者の財産に損害を与えたとき。

（３）発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

２　天災その他の不可抗力によって、管理業務上損害が認められた場合において、受注者が善良なる管理者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害の全部又は一部を受注者に請求することができる。

３　第１８条又は第１８条の２第１項の規定により契約を解除された場合において、受注者は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

４　前項の場合において、第２条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第１８条又は第１８条の２第１項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第１８条又は第１８条の２第１項の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２１条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の損害賠償）

第２２条　受注者は、発注者が第２１条の規定により、この契約が解除された場合において、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　第２１条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第２１条の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第２４条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約限度金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による発注者の契約解除権）

第２４条の２　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは同法第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による賠償の予定）

第２４条の３　受注者は、第２４条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の１０分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

（１）第２４条の２第１項第１号から第３号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

（２）第２４条の２第１項第４号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２５条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という）又は、暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行なわなければならない。

（台帳）

第２６条 受注者は、相模原市公契約条例（平成２３年相模原市条例第２９号。以下「公契約条例」という。）第８条第１号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

２ 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

（対象労働者への周知）

第２７条 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第６条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

（１） 対象労働者の範囲

（２） 公契約条例第６条に規定する労働報酬下限額

（３） 公契約条例第９条の規定による申出をする場合の申出先

（４） 公契約条例第９条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

（対象労働者からの申出に対する対応）

第２８条 受注者は、対象労働者から公契約条例第９条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働報酬の支払い）

第２９条 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第８条第５号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して１４日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

（労働者の継続雇用）

第３０条 受注者は、当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

（立入調査等）

第３１条 受注者は、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

（是正措置）

第３２条 受注者は、公契約条例第１０条第１項又は第２項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第２６条から第２９条に定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

（公表）

第３３条 発注者は、第２６条から第２９条まで又は第３１条若しくは第３２条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第８条第９号に定める事項を公表することができる。

（発注者の解除権の特則）

第３４条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１） 受注者が、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

（２） 受注者が、第３２条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

２ 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３ 前項の場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（環境配慮事項の遵守）

第３５条　受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

（履行遅延の場合における違約金）

第３６条　受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を履行することができない場合においては、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、契約限度金額（履行部分があるときは、契約限度金額から履行部分の代金を控除した額とする。）につき遅延日数に応じ、相模原市契約規則（平成４年３月２７日規則第９号）第４２条に規定する割合で算出した額とする。

（大規模災害発生時の協力等）

第３７条　受注者は、大規模災害が発生し、発注者が学校給食センターの給食施設等を使用して避難住民への炊き出し等を行う場合には、協力するものとする。

（疑義の解決）

第３８条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者で協議のうえ別に定めるものとする。